

大規模事業評価調書

事業名・場所		公設民営学校（国際バカロレア等）の設置	住之江区南港中2丁目7-18 住之江区南港中3丁目7-13 (別紙1参照)																																
担 当		教育委員会事務局 総務部 教育政策課 公設民営学校G（電話番号：06-6208-9747）																																	
事業の概要	事業目的	国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的に、新たな中高一貫教育校を開設する。																																	
	事業内容	国際的に評価の高い教育プログラムである国際バカロレア認定コースと特色ある学科を併せ持つ中高一貫教育校を、国家戦略特別区域における学校教育法の特例を活用し、民間事業者に公立学校の管理運営を委託する公設民営の手法を用いた公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の3（別紙2参照））として開設する。																																	
	事業規模	<p>【事業規模】</p> <p>総学級数：18学級 720人 中学校：6学級 240人（1学年2学級80人） 高等学校：12学級 480人（1学年4学級160人）</p> <p>グローバル探究科（仮称）</p> <table border="0"> <tr> <td>国際バカロレアコース（仮称）</td> <td>1学年20人程度</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーションコース（仮称）</td> <td>1学年70人程度</td> </tr> <tr> <td>サイエンスコース（仮称）</td> <td>1学年70人程度</td> </tr> </table> <p>敷地面積 約26,111㎡（13,000㎡+13,111㎡） 延床面積 約19,984㎡（既存校舎6,224㎡+増築校舎13,760㎡）</p> <p>【事業費等】</p> <table border="0"> <tr> <td>[総事業費]</td> <td>6,165百万円</td> <td rowspan="4"> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">(財源内訳)</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>起債</td> <td>4,601百万円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,494百万円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(事業費内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>5,450百万円</td> </tr> <tr> <td>設計費</td> <td>210百万円</td> </tr> <tr> <td>内部設備費</td> <td>505百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[維持管理費]</td> <td>約600～800百万円 /年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(I B認定申請経費、人件費、ランニングコスト等)</td> </tr> </table>		国際バカロレアコース（仮称）	1学年20人程度	コミュニケーションコース（仮称）	1学年70人程度	サイエンスコース（仮称）	1学年70人程度	[総事業費]	6,165百万円	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">(財源内訳)</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>起債</td> <td>4,601百万円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,494百万円</td> </tr> </table>	(財源内訳)		国庫補助金	70百万円	起債	4,601百万円	一般財源	1,494百万円	(事業費内訳)		工事費	5,450百万円	設計費	210百万円	内部設備費	505百万円		[維持管理費]	約600～800百万円 /年				(I B認定申請経費、人件費、ランニングコスト等)
	国際バカロレアコース（仮称）	1学年20人程度																																	
コミュニケーションコース（仮称）	1学年70人程度																																		
サイエンスコース（仮称）	1学年70人程度																																		
[総事業費]	6,165百万円	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">(財源内訳)</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>起債</td> <td>4,601百万円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,494百万円</td> </tr> </table>	(財源内訳)		国庫補助金	70百万円	起債	4,601百万円	一般財源	1,494百万円																									
(財源内訳)																																			
国庫補助金	70百万円																																		
起債	4,601百万円																																		
一般財源	1,494百万円																																		
(事業費内訳)																																			
工事費	5,450百万円																																		
設計費	210百万円																																		
内部設備費	505百万円																																		
[維持管理費]	約600～800百万円 /年																																		
		(I B認定申請経費、人件費、ランニングコスト等)																																	
事業スケジュール	<p>平成25年9月 国家戦略特区申請 平成26年5月 本市を含む関西圏が特区として認定される 平成27年9月 国家戦略特別区域法が改正され、公設民営学校の設置が可能となる</p> <p>平成28年11月 関連条例案を市会上程 平成29年1月 事業者公募開始 平成29年3月 事業者決定 平成29年5月 事業者指定議決</p> <p>平成29年度 実施設計（改修）、基本設計（増築） 平成30年度 工事（改修）、実施設計（増築） 平成31年度 開校 平成32～33年度 工事（増築） 平成34年度 工事（増築）竣工</p>																																		

(1) 事業の必要性

- ①国際バカロレア（以下「IB」という。）について
- ・ 国際バカロレア（International Baccalaureate）とは、国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムであり、全人教育を通じて、主体性をもちバランス感覚に優れた、国際社会で貢献できる人材の育成を目的としており、世界140カ国以上、4,400校以上の学校で導入されている（平成28年2月1日現在）。
 - ・ 3歳～19歳の生徒を対象にした年代別のプログラムを通じて、生徒が将来、急速に進むグローバル社会を生き抜く上で、課題探究型の学習を通して、地域社会や国、そしてグローバルなコミュニティの責任ある一員となれる人物を育成する。
 - ・ そのうち、16～19歳を対象としたものが、ディプロマプログラム（Diploma Programme。以下「DP」という。）であり、日本では、主に高2・高3の2年間で履修する。
- ②IBDPの概要
- ・ 大学教養課程レベルとされる高度な学習内容に触れながら、教育スタッフと生徒、生徒同士がディスカッションなどを行い、問題解決に向け課題を多面的に分析する探究型の授業を行う。
 - ・ 3つのコア科目（「知の理論（TOK：Theory of Knowledge）」「課題論文（EE：Extend Essay）」「創造・活動・奉仕（CAS：Creativity/Activity/Service）」）と、6つのグループ（「言語と文学（母国語）」「言語習得（外国語）」「個人と社会」「科学」「数学」「芸術」）に属する科目とを学習する。
 - ・ DPの課程を修了し、資格取得のための統一試験に合格することで、ディプロマ資格を取得することができる。ディプロマ資格は、国際的に認められている大学入学資格の1つであり、日本においても、昭和54年に、「国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの」について、大学入学に関し高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者として指定された。
- ③IB認定校の必要性
- ・ グローバル化や情報化が進展する社会の中で、新しい時代に求められる資質・能力を育成することがより一層重要になることから、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びである「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善などが、次期学習指導要領の改訂のポイントとして取り上げられている。
 - ・ 国際バカロレアは、全人教育を通じて、主体性をもちバランス感覚に優れた国際社会で貢献できる人材の育成を目的として、世界の多くの国で実施されている教育プログラムであり、すべての授業が学習者である生徒を中心に進められるアクティブ・ラーニングのプログラムである。
 - ・ 世界基準のアクティブ・ラーニングのプログラムである、「国際バカロレアプログラム」の導入が、新しい時代の人材育成に効果的である。
- ④IB認定校を本市が設置する必要性
- ・ 日本の成長をけん引する東西二極の一極として、大阪市から、世界に羽ばたき、イノベーションを牽引するグローバル人材を育成する必要がある、IB認定校を設置し育成を図る。
 - ・ 関西圏のIB認定校は全て私立であり、帰国子女やインターナショナルスクール出身の生徒が多く在籍しており、特別な英語力をもたない児童生徒の入学は困難である。本市が公立学校として通学至便な大阪市内にIB認定校を設置し、保護者の経済力によらずIBプログラムの提供が可能となる。
 - ・ 公設民営学校での教育実践をもとに、本市の高等学校や小中学校において、IBの手法による課題探究型プログラムの手法を取り入れたカリキュラム開発を行うといった効果が期待でき、本市学校教育全体の学力向上に寄与できる。
- ⑤IB認定校を設置する適時性
- ・ IBの導入については、国を挙げた政策であり、経済界からの要望もあり、その機運が高まってきている。
 - ・ 国内においてIB導入に当たって困難とされていた課題について、外国人指導者等に対する特別免許状の授与促進やIBの導入促進のための教育課程の特例措置など、国において解消策がとられてきている。
- ⑥IB認定校を公設民営学校として設置する必要性
- ・ 民間のノウハウを導入することにより、民間の海外ネットワークを活用し、IB教育の経験が豊富な外国人教員等の人材を確保するとともに、海外大学進学等の生徒の多様なニーズに応える進路指導を行うことができる。
 - ・ さらには、本市教員を公設民営学校へ研修派遣することにより、公設民営学校で実施される民間のIBの教育ノウハウなどを本市の学校教育全体へ還元することが可能となる。

<p>(1) 事業の必要性</p>	<p>⑦ニーズの動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者への聞き取り調査（平成28年4月実施）において、「大阪市立の学校で国際バカロレアの教育課程を持つ高校や理念をもつ中学校ができたなら、学ばせたいか」という質問に対し84%が「そう思う」又は「多少そう思う」と回答している。 I B D P資格による入試を実施しているまたは実施しようとしている大学数は、平成26年4月時点では13校だったが、平成27年6月時点では40校と全国的に著しく増加している。 I B D Pを実施または実施しようとしている学校数は、平成26年4月時点では19校だったが、平成28年2月時点では26校と増加している。 <p>⑧公設民営学校の手法を実現する適時性</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は平成25年9月に特区における事業提案として公設民営学校の設置を提案した。その際、事業を特区のプロジェクトとして採用する際の検討の視点として「概ね5年以内にはプロジェクトが効果を発現すると見込まれるものであること。」とされており、特区の事業として採用された本事業については、平成30年度以降早期に実現することが求められている。 また、平成27年9月1日の特区法及び関係政省令の改正により、公設民営学校の設置の法制度化が措置され、公設民営学校を設置することが可能となったが、特区の基本方針においては、特区制度の運用の原則として「スピードを重視」することが掲げられており、早急に事業に着手し、開校する必要がある。 民間事業者のノウハウを活かした海外留学基金の提供や海外及び国内のI B認定校との互いの地域の伝統・文化に関する授業交流など、公よりも優れた提案も期待でき、これからの時代に合った多様性のある先進的な教育の提供を可能とすることからも、早期に開設する必要がある。
<p>(2) 事業効果の妥当性</p>	<p>①施策目標等に対する貢献度</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大阪の成長戦略」に掲げられた「成長のための5つの源泉」の一つである「人材力」に関し、「国際競争を勝ち抜くハイエンド人材の育成」や、「外国人高度専門人材の受入拡大」に寄与する。 「大阪の国際化戦略」に掲げられた「国際競争力強化のための5つの核」の一つである「世界で通用するグローバル人材」の育成に寄与する。 「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた「子どもが元気で若者・女性が活躍できる社会をつくる」ための具体的な施策である「学校教育の質の向上（マネジメント体制の強化）」に寄与する。 「大阪市教育振興基本計画」に掲げられた「教育改革の推進」のための「ガバナンス改革」として「民間や広域行政との適正な役割分担を進める」ため、行政が関与する領域か民間に任せる領域かといった視点から事業の内容を精査し、民間において成立している事業については、民間に任せるという市政改革の基本的な考え方にに基づき、新中高一貫教育校を公設民営の手法により開設することにより実現する。 「平成28年度 市政運営の基本方針」に掲げられた「官民の最適な役割分担のもと、地下鉄・バス事業や水道事業をはじめとした官が担っている事業を民間が担うことにより、コスト削減とサービス向上が期待できるものは積極的に民間開放を推進する。」（3(2)②官民連携・府市連携の推進）を、公立学校運営において実現する。 平成28年度「局運営方針」において重点的に取り組む主な経営課題として挙げている「学校教育の質の向上」について、これを解消する戦略である「学校の活性化」のための具体的な取組の1つとして、「公設民営学校（国際バカロレア等）の設置」を実現する。 <p>②英語学習</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語教育に重点を置いた教育課程を編成し、「国語」以外の一部の教科等において専任外国人教員による英語を用いて授業を行う「イマージョン授業」を実施するとともに、学校生活全般を通じコミュニケーションツールとして英語を使用する機会を多く設定する。 中学校においては、専任外国人教員による会話を重視した生きた英語教育を実施することとし、英語の授業時間を増時間する。 高等学校においては、多数者間折衝・交渉が可能なレベルの英語運用能力を身につけるため教育課程を実施する。 <p>③資格取得</p> <ul style="list-style-type: none"> I Bコースの生徒は、I B D Pの最終試験に合格すれば、国内大学のみならず、海外大学の受験資格が得られるため、幅広い生徒の進学ニーズに応えることが可能となる。 上記の英語教育を重視した学習を実施し、全コースの生徒について、高等学校卒業時に、英検準1級、TOEIC 730点以上の取得をめざすとともに、I Bの手法を取り入れた課題探究型授業を実施し、グローバル人材を育成する。

(3) 事業費等の妥当性

- ①学校規模・設置コースについて
- ・ 中学校2学級、高等学校4学級（内部進学2学級、外部進学2学級）を予定している。なお、学級数については、将来的な生徒数の減少を見据え、大阪府とも連携しながら市立高校の再編整備を合わせて行うものとする。
 - ・ 高等学校で設置する学科は、「グローバル探究科」の1学科のみとし、生徒の進路希望や特性を踏まえ、高校2年生次にコース選択を行うものとする。
 - ・ 高校2年次以降のコース選択については、「国際バカロレアコース」、「グローバルコミュニケーションコース」、「グローバルサイエンスコース」の3つのコース分けを行う。
 - ・ 「国際バカロレアコース」については、IBDPの全課程を修了し、ディプロマ資格を取得することを目的とする。なお、IBDPの全課程を修了するための教育課程上、IBDP導入校の事例を踏まえると、1学年20人程度が指導する上でも適正規模であると考えている。
 - ・ 「グローバルコミュニケーションコース」及び「グローバルサイエンスコース」については、ディプロマ資格の取得を目的としないが、IBDPの授業を科目単位で受講可能とするとともに、IBの手法を用いた課題探究型授業を中心とした英語運用能力を身につけるための教育課程の実施により、それぞれの分野で国際的に活躍できる人材の育成を行う。

- ②施設規模について
- ・ 文部科学省が定める中学校設置基準及び高等学校設置基準を踏まえ施設整備を行う。
 中学校（240人）… 校舎1,800㎡以上、運動場3,600㎡以上
 高等学校（480人）… 校舎3,360㎡以上、運動場8,400㎡以上
 - ・ 既存の中高一貫教育校（咲くやこの花中・高）及び平成24年4月に開校した大阪ビジネスフロンティア高等学校の面積を参照の上、整備を行う。
 - ・ 国際バカロレア認定を受けるために必要な施設整備を行うため、同認定を受けている札幌市立札幌開成中等教育学校の面積についても参照の上、整備を行う。

- ③建設工事費について
- ・ 既存校舎を最大限活用した上で不足する教室等を増築することで、全面改築する場合と比較して建設工事費を抑制することが可能である。
 - ・ 建設工事費の見込額の内訳は次のとおりである。なお、既存の中高一貫教育校である咲くやこの花中学校・高等学校の建設工事の決算額を参考で示している。

(単位：千円)

	設計費	工事費	事務費等	内部設備費	計
南港緑小既存校舎改修	3,063	95,714	8,661	100,000	207,438
南港渚小既存校舎改修	17,420	544,396	17,000	100,000	678,816
南港渚小増築校舎建設	177,451	4,351,660	75,988	300,000	4,905,099
南港緑小整備	11,658	333,503	23,879	5,000	374,040
総事業費	209,592	5,325,273	125,528	505,000	6,165,393
咲くやこの花中・高	104,521	5,877,555	134,577	481,321	6,597,974

- ④維持管理費について
- ・ 維持管理費については、公設民営の手法を用いるため、既存の公立学校の運営に必要な維持管理費を委託料として受託法人に支出することとなる。
 - ・ 維持管理費の見込額の内訳は次のとおりである。既存校と比較すると、IB認定関係費用の分だけ増加することとなる。IB認定関係費用については、年会費や定期的な評価訪問を受ける際の費用、研修参加の費用等が挙げられる。

(単位：千円)

内訳	見込額
人件費等	660,000
学校維持運営費	40,000
中学校給食実施費	19,000
IB認定関係費用	3,000
総計	722,000

- ⑤収益について
- ・ 入学検定料（2,200円）、入学料（5,650円）及び授業料（年間118,800円）が本事業に関する収益となる。
 - ・ なお、公設民営の手法を用いるものの、公立学校であるため、他の既存の高等学校と同額とし、授業料を上乗せすることはしない予定である。

(4) 事業の整備・運営
手法の妥当性

①公設民営学校の事業スキームについて

- ・ 学校の管理運営を民間事業者へ委託する公設民営の手法により、公立学校としての教育水準及び公共性を教育委員会が担保する。また、現行の公務員制度とは異なり、外国人教員等も含めて、能力等に応じた柔軟な処遇や配置により、多様な人材を安定的に確保していくことが可能となる。
- ・ 指定管理法人となる民間事業者については、特区法において、学校法人、準学校法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人の非営利団体に限られている。なお、学校長も含めた教職員については民間事業者が直接雇用することとなり、教育委員会は公設公営の際に必要な人件費相当額を委託料として支出する。
- ・ 教育委員会は、民間事業者から報告書の提出等を求めるとともに、実地調査を行うなどして必要な指示を行うこととする。なお、万が一民間事業者が本校の管理を継続することができない事態が生じた場合は、教育委員会が責任を持って学校運営を継続するものとする。
- ・ 学校の管理運営は民間事業者が行うものの、大阪市が設置する公立学校であるため、生徒が負担する授業料等については他の既存の公立学校と同じ扱いとなる。

②事業実施場所の検討

- ・ 「大阪の成長戦略」に掲げられた「成長のための5つの源泉」の一つである「都市の再生」において、「企業・人材・情報が集い、イノベーションが生まれる都市づくり」として「国家戦略特区等を活用し、都市部の各拠点（「夢洲・咲洲地区」など）が機能分担・連携しつつ、国際ビジネス、イノベーション、文化・芸術、インバウンド機能の充実など国際競争力の高い一体的な地域を形成する」方向性が示されている。
- ・ 本事業については、「大阪の成長戦略」の一つである「人材力」において、「国際競争を勝ち抜くハイエンド人材の育成」及び「外国人高度専門人材等の受入拡大」の具体的取組として位置づけられているところであるが、実施場所についても「大阪の成長戦略」の趣旨・目的へ寄与する観点から、咲洲地区において本事業を実施するものとする。
- ・ また、本市としては、南港緑小学校及び南港渚小学校がある南港ポートタウンを「咲洲ウェルネスタウン構想特区」と位置付け、南港ポートタウンの再生に向けて市として特別な施策を講じていくこととしていることから、公設民営学校の設置という施策を通じ、構想の実現を図るものとする。

③他の市所有地の活用の検討

- ・ 本事業を本市所有の活用検討地で検討した場合、公設民営学校の建設に適した用地が存在しなかった。そのためこれまでの高校再編で廃校となった、市岡商業高校跡地、此花総合高校跡地、扇町高校跡地で建設するとして場合で検討する。
- ・ 扇町高校跡地は敷地面積が狭隘（10,909㎡）のため、公設民営学校に必要な施設を整備することは困難である。
- ・ 此花総合高校跡地は敷地面積、敷地形状ともに建設は可能だが、交通の利便性及び同一区内に中高一貫教育校をすでに設置している（咲くやこの花中学校・高等学校）ことから、公設民営学校を設置することは適当ではない。
- ・ 市岡商業高校跡地は敷地面積、敷地形状ともに建設は可能だが、校舎は、昭和30年代に建設されたもので、現在は危険建物であり、改修程度では使用に耐えない建物である。このため、既存校舎の解体・増築が必要であり、早期の開校が不可能となる。
- ・ 一方で、南港緑小学校及び南港渚小学校については、両校の敷地は直線距離で約100m程度の距離であり、2校の敷地を合わせると十分な敷地面積（約26,111㎡（13,111㎡+13,000㎡））を確保することが可能である上に、既存校舎についても改修して使用することが可能であるため、早期の開校が可能となる。

④既存校舎の活用の検討

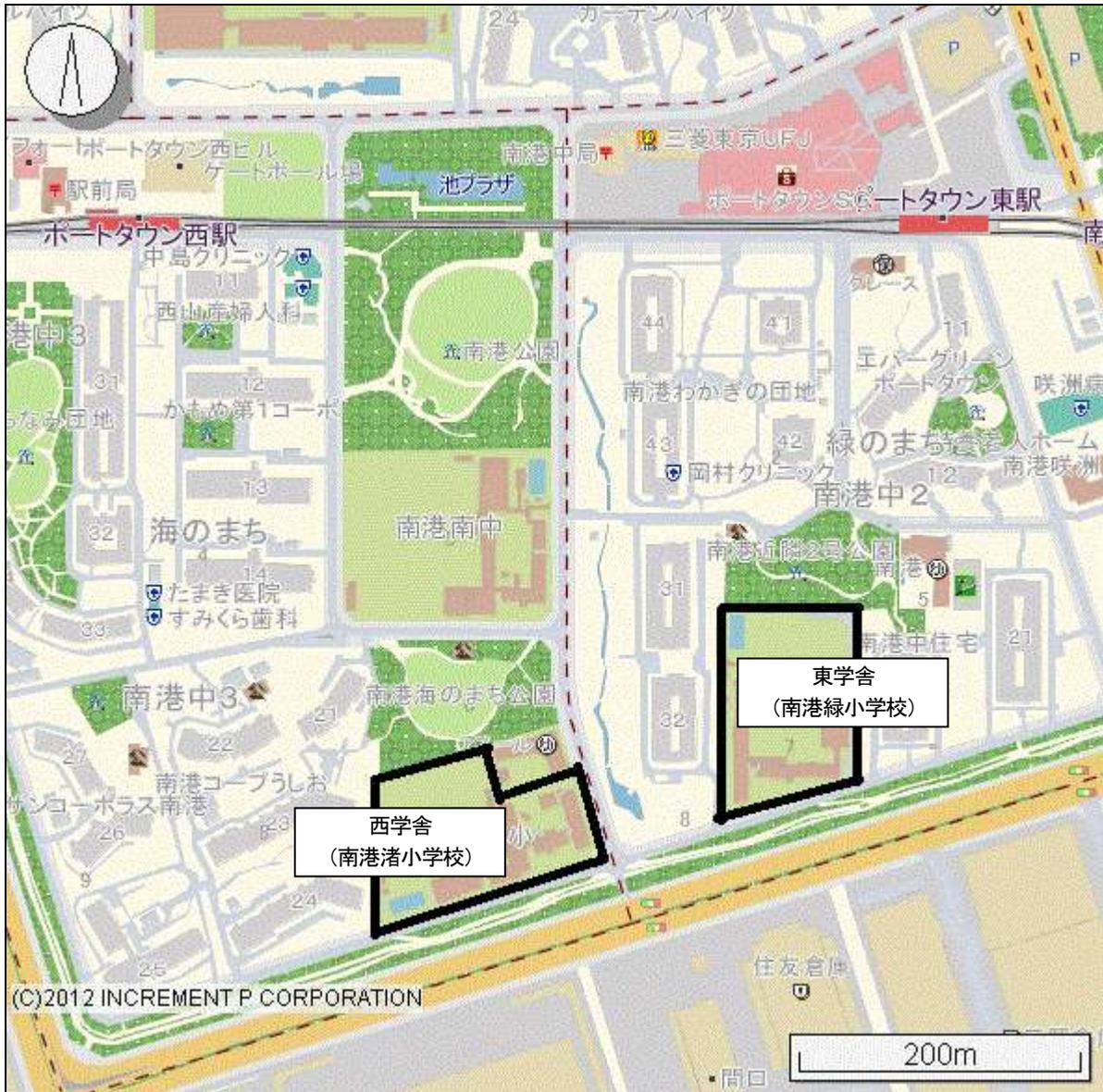
- ・ 南港緑小学校及び南港渚小学校の既存校舎は、昭和55～57年度に建設された鉄筋コンクリート造であり、大規模な改修工事を行えば今後20～30年は使用可能である。
- ・ しかしながら、直線距離で約100m程度の距離ではあるが、校舎が2つの敷地に分散してしまうことは学校運営上非効率であることから、一方の校地に校舎を集約することとする。
- ・ 具体的には、将来的には南港渚小学校の校地に校舎を集約することとし、同校の既存校舎を大規模改修の上、グラウンドに新校舎を増築するものとする。なお、南港緑小学校の既存校舎については、南港渚小学校の新校舎竣工までの間は大規模改修を行わずに使用し、新校舎竣工後は解体しグラウンドとして使用するものとする。

<p>(4) 事業の整備・運営 手法の妥当性</p>	<p>⑤ P F I 方式の活用の検討</p> <p>事業手法として、P F I 方式活用の可能性を検討したが、以下に掲げる理由から、P F I 方式の活用は適切でないと判断するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「法人その他の団体」が実施主体となることができる指定管理者制度と異なり、制度上、本事業の実施主体（指定公立国際教育学校等管理法人）は学校法人等に限定されているが、P F I でよく利用される特別目的会社（S P C）は株式会社であることから、本事業の実施主体となることができない。 ・ 教育内容を含む学校管理等の事業の一体性からすると、P F I の実施主体と本事業の実施主体は同じである必要があることから、P F I 方式の活用は適切でないと判断するものである。また、本事業の実施主体となれる学校法人等が建物の設計・建設・維持管理の全てのノウハウを持っていてP F I の主体となることができるとは考えにくい。 ・ 公設民営学校は、事業者にとって学校運営自体が収益を目的とする事業でないため、P F I 事業者の経営努力による人件費等の合理化などのメリットなどが十分に発揮されず、経営削減効果がそれほど大きくない。
<p>(5) 環境への配慮</p>	<p>①環境への配慮をした設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ L E D 照明の設置 照明については全てL E D 照明とする。なお、改修する既存校舎についても、全てL E D 照明に付け替える工事を実施する。 ・ 雨水貯留槽の設置 地下に雨水貯留槽を設置し、雨水の有効利用を行うものとする。 ・ 太陽光パネルの設置 既存校舎に太陽光パネルを設置しているため、改修後も有効活用する。 <p>②環境への影響と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校及び英語科系の高等学校は環境に影響を及ぼす特殊施設を有しないことから、騒音・振動による影響や、大気・自然環境等に与える影響は極めて少ないと考えられる。また施工時の騒音、振動や砂埃などを可能な限り回避または低減するよう万全の対策を検討する。 ・ 工事期間中は、騒音対策や、工事車両通行時の安全対策など、周辺地域への配慮を行う。

位置図



詳細図



○ 国家戦略特別区域法（抄）

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第2条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令^①で定める区域をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、第10条を除き、次に掲げる事業をいう。

一 別表に掲げる事業で、第12条の2から第27条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 省略

3-5 省略

(基本理念)

第3条 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成は、国が、これらの実現のために必要な政策課題の迅速な解決を図るため、適切に国家戦略特別区域を定めるとともに、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを基本とし、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

(関連する施策との連携)

第4条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域をいう。第10条第3項及び第38条第2項において同じ。）における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第2章 国家戦略特別区域基本方針

第5条 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

2 国家戦略特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項

二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

四 第8条第1項に規定する区域計画の同条第7項の認定に関する基本的な事項

五 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。

7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第2項第6号に規定する提案の募集を行うものとする。

第3章 区域計画の認定等

(区域方針)

第6条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする。

2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題

二 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項

三 前2号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

(国家戦略特別区域会議)

第7条 国家戦略特別区域ごとに、次条第1項に規定する区域計画（第3項第2号において単に「区域計画」という。）の作成、第11条第1項に規定する認定区域計画（同条において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議（第4項及び第5項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一 国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第3号の2に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第3号の7に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）

二 関係地方公共団体の長

2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

3 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）

二 国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執

① 国家戦略特別区域を定める政令

行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 6 国家戦略特別区域会議において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域会議の運営に関し必要な事項は、国家戦略特別区域会議が定める。

(区域計画の認定)

- 第8条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 国家戦略特別区域の名称
 - 二 第6条第2項第1号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項
 - 三 前号に規定する特定事業ごとの第12条の2から第27条までの規定による規制の特例措置の内容
 - 四 前2号に掲げるもののほか、第2号に規定する特定事業に関する事項
 - 五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項
- 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第2号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。
- 4 前項の規定による公表があった場合において、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。
- 5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。
- 6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第2項に規定する構成員（以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。）の全員の合意により作成するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。
 - 二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 8 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第1項において単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業（第2条第2項第1号に掲げるものに限る。）が、法律により規定された規制に係るものにあつては第12条の2から第25条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第26条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第27条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。
- 10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定区域計画の変更)

- 第9条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画（以下「認定区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 2 前条第3項から第10項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特例)

第10条 省 略

(認定の取消し)

- 第11条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第8条第7項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（第9条第1項の変更の認定を含む。第13条、第18条第4項第1号、第20条の3及び第24条の3第3項第1号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
- 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。
- 3 第8条第10項の規定は、第1項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定区域計画の進捗状況に関する評価)

- 第12条 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

(公証人法の特例)

第12条の2 省 略

(学校教育法等の特例)

- 第12条の3 国家戦略特別区域会議が、第8条第2項第2号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（同法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令²で定める基準に適合するもの（以下この項及び第3項第3号において「公立国際教育学校等」という。）の管理、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の1の2の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第5条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けることができない。
 - 一 第10項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - 二 その役員のうち、第12項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を

② 国家戦略特別区域法施行令第3条

経過しない者がある者

3 第1項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定の手続
- 二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針
- 三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等（以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。）において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準
- 四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- 五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関し必要な事項

4 指定は、期間を定めて行うものとする。

5 都道府県等は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。

6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であって特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。

9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指定公立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第1欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令^③で定める。

学校教育法	省略	省略	省略
地方自治法	省略	省略	省略
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）	省略	省略	省略
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	省略	省略	省略
義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）	省略	省略	省略
へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）	省略	省略	省略
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）	省略	省略	省略
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	省略	省略	省略
公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）	省略	省略	省略
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）	省略	省略	省略
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）	省略	省略	省略
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）	省略	省略	省略
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）	省略	省略	省略

12 第6項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第12条の4 - 第28条 省略

第5章 国家戦略特別区域諮問会議

(設置)

第29条 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第30条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国家戦略特別区域の指定に関し、第2条第5項に規定する事項を処理すること。
- 二 国家戦略特別区域基本方針に関し、第5条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 三 区域方針に関し、第6条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 四 区域計画の認定に関し、第8条第8項（第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 五 第16条の3第3項に規定する指針に関し、同条第4項に規定する事項を処理すること。
- 六 第37条第2項に規定する雇用指針に関し、同項に規定する事項を処理すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 八 第1号から前号までに規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第31条 会議は、議長及び議員10人以内をもって組織する。

(議長)

第32条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。

(議員)

第33条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官
- 二 国家戦略特別区域担当大臣
- 三 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 四 経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第31条及び前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第1項第4号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の10分の5未満であってはならない。

4 第1項第4号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第34条 前条第1項第4号に掲げる議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第35条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

③ 国家戦略特別区域法施行令第4条

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第36条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令^④で定める。

第6章 雑則

第36条の2-第38条 省略

(主務省令)

第39条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(命令への委任)

第40条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令^⑤で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一-三 省略

(検討)

第2条 省略

2-3 省略

4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。）の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。^⑥

5-6 省略

附 則（平成27年7月15日法律第56号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一-三 省略

(経過措置)

第2条 この法律の施行の日から平成28年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第12条の3第11項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

別表（第2条関係）

項	事項	関係条項
省 略	省 略	省 略
1の2	公立国際教育学校等管理事業	第12条の3
省 略	省 略	省 略

○国家戦略特別区域を定める政令（抄）

国家戦略特別区域法第2条第1項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一-五 省略

六 京都府、大阪府及び兵庫県

七-九 省略

○国家戦略特別区域法施行令（抄）

(法第12条の3第1項の政令で定める基準)

第3条 法第12条の3第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程その他の区域方針の実施に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育（以下この条において「区域方針実施教育」という。）を行うための教育課程を編成するものであること。
- 2以上の教科の指導を専ら外国語で行うことその他の区域方針実施教育を行うために必要な方法により前号に規定する教育課程を実施するものであること。
- 前2号に掲げるもののほか、当該学校の職員、設備、教育上特別の配慮を必要とする生徒への支援体制その他の事項に関し、区域方針実施教育を行うために必要なものとして文部科学省令^⑦で定める基準に適合するものであること。

(学校教育法等の特例に係る教育公務員特例法施行令等の読替え)

第4条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第1欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）	省略	省略	省略
学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）	省略	省略	省略
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和33年政令第202号）	省略	省略	省略
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）	省略	省略	省略
義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号）	省略	省略	省略

④ 国家戦略特別区域諮問会議令（平成25年12月13日政令第342号）

⑤ 国家戦略特別区域法施行規則（平成26年3月28日内閣府令第20号）等

⑥ 特区法制定時（平成25年12月13日）にこの附則の規定が設けられ、この規定に従って、平成27年9月1日に第12条の3が追加された。

⑦ 国家戦略特別区域法施行令第3条第3号の文部科学省令で定める基準等を定める省令第1条

○国家戦略特別区域法施行令第3条第3号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（抄）

（令第3条第3号の文部科学省令で定める基準）

第1条 国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第3条第3号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 令第3条第1号の教育課程に基づき同条第2号の指導方法による教育を行うために必要な職員を置くものであること。
- 二 前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）を相当数含むものであること。
 - イ 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行う特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。） 国語以外の2以上の教科の指導の全部を外国語で行うことができる外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）である教諭等
 - ロ イに掲げる特定公立国際教育学校等以外の特定公立国際教育学校等 区域方針（国家戦略特別区域法第6条第1項に規定する区域方針をいう。）に密接に係る業務（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の業務を除く。）に5年以上従事した経験のある教諭等
- 三 前号の教諭等の給与についてその能力及び実績に応じて必要な優遇措置が講じられていることその他第一号の職員の処遇が適切に行われていること。
- 四 令第3条第1号の教育課程に基づき同条第二号の指導方法による教育を行うために必要な語学演習用機器、視聴覚教育用機器その他の設備を有するものであること。
- 五 教育上特別の配慮を必要とする生徒が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制を整備するものであること。
- 六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条、第104条第1項及び第113条第1項において準用する第67条の規定に基づく評価を行い、その結果を公表するものであること。

（令第4条の文部科学省令で定める算定の方法）

第2条 令第4条の規定により読み替えて適用される義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号。以下この条において「限度政令」という。）第1条第5号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の前期課程につき、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下この条において「標準法」という。）第6条の2の規定の例により算定した数と標準法第3条第1項及び第2項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第7条第1項及び第8条の規定の例により算定した数とを合計した数とする。

2 令第4条の規定により読み替えて適用される限度政令第1条第7号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第8条の2の規定の例により算定した数とする。

3 令第4条の規定により読み替えて適用される限度政令第1条第9号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第3条第1項及び第2項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第9条の規定の例により算定した数とする。

（学校教育法施行規則の読替え）

第3条 特定公立国際教育学校等に関する学校教育法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

省 略	省 略	省 略
-----	-----	-----